

## ■スクープと情報源秘匿■

2006年5月2日  
毎日新聞社会部副部長  
山本 修司

### 1. 取材源秘匿はジャーナリストの当然の義務

ジャーナリストは強制権限を持たない

(捜査当局は、逮捕・捜索差し押さえなどで事実には到達できる)

ジャーナリストは、取材源の秘匿を貫くことによって築かれる協力者との信頼関係がただ一つの「武器」となる→取材現場では当然の義務として扱っている

### 2. 公務員の守秘義務との対立点

国家公務員法、地方公務員法に守秘義務を規定

(国税職員では所得税法や法人税法でも規定＝二重の守秘義務)

「国民の利益」VS「守秘義務違反」の局面も

### 3. 検察取材、調査報道の実態

情報源秘匿とともに、特定されないための工夫

→記事掲載後に当局などが情報源特定に動くこともある

記事の書き方にも注意が必要

情報源には失職や、生命・身体の危険が伴うことも

### 4. 日本の司法判断

米食品会社の税務申告漏れ報道をめぐる囑託尋問での決定

\* 3月14日の東京地裁決定＝取材源秘匿は違法

\* 3月17日の東京高裁決定＝取材源秘匿を認める

\* 4月24日の東京地裁決定＝取材源秘匿を認める

1978年5月の最高裁決定が根底に

「正当な取材目的」「取材の手段、方法が社会通念上是認される」が前提

### 5. その他

<了>

# 関係会社副社長 すべてを知っていた

一枚のチャート図がひそかに押収されていた。東京地検特捜部がライブドア本社への自宅捜索に踏み切った1月16日、関連会社の元社長でエイチ・エス証券副社長、野口英昭さん(38)の自宅から見つげ出した。

そこには、六つの投資事業組合にライブドアグループが出資し支配していた実態や、企業買収などを通じた自社株売却益の遡流システムが記さ

## 自宅からチャート図

暴かれる

# 錬金術

ライブドア事件と時代

れ、事件の構図が読み取れる。解明された事実と、もほぼ合致している。

野口、野口さんは那覇市のカプセルホテルに偽名で宿泊し、ひん死の状態で見つかる。沖縄県警は部屋の鍵が内側からか

か……。憶測を呼ぶ中で確かなことは、錬金術のほぼ全休像を知っていたということだけだ。

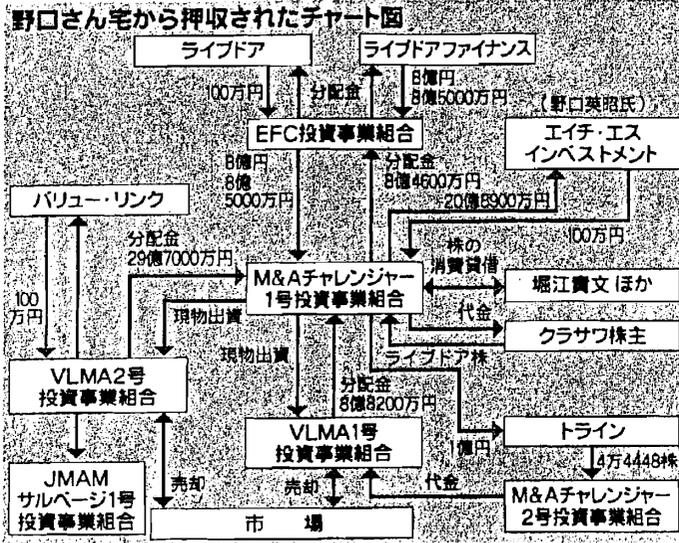
証券マンだった野口さんは00年、ライブドアに引き抜かれる。宮内前取締役の右腕になったが堀江前社長とそりが合わず、2年で退社した。

04年3月、友人の投資会社社長と投資事業組合「VLM A1号」を設立した。投資組合は出資者

実際は野口さん側の出資が入り自由化され、国内外の資金が流入した。98年には国が出資する初の投資組合もできた。

「仮面をかぶってバクチを打つようなもの」。ある投資組合に出資したベンチャー企業の社長は言う。投資組合から別の投資組合に出資されれば、元の出資者はいっそう分からなくなる。この社長は「後になって暴力団の力が入っていたと知ることもある」と語る。

# 死を招いた投資組合



の隅には「m.c.2004.4.09」とある。04年4月9日、前社長、堀江貴文被告(38)や前取締役、宮内亮治被告(38)らとの間で、この枠組みの「ミーティング」が持たれたとみられる。

野口さんはなぜ死んだ

を奪って企業に投資し、成功すれば配当が受けられる。だが、投資するこ

仕方なく協力していたのではないかと推測する。

投資組合は日本では82年に登場した。米国でベ

「もう一度一緒に何か年に出場した。米国でベ

「2号」を作った。社

長側が約1割、約9割は

野口さん側が出資した。たのを皮切りに外資の参

# 取材源秘匿は違法

## 守秘義務 違反なら 記者、証言拒めず

### 東京地裁決定

託尋問で求め、拒絶され「取材源は誰か」などの21の質問事項のうち 質問には拒絶を認めたと

の、「国税職員が記事の情報源か」など14の質問には証言するよう求めた。仮にこの決定が確定し、それでも証言を拒めば民事訴訟法で10万円以下の罰金や身柄拘束などの制裁がある。

同じ報道を巡り、NHK記者の拒絶については新潟地裁が昨年10月、正当と認める決定をしており、会社側が東京高裁に即時抗告している。

会見した読売側の喜田村洋一弁護士は「とんでもない決定。報道機関の果たす役割をまったく理解していない。この論理が認められると、官庁が広報したことを以外に取材や報道ができないことになる」と批判した。

【武本光政】読売新聞東京本社広報部の話 特異な判断で、報道を制約し、国民の知る権利を損なう。

米国の健康食品会社への課税処分に関する報道を巡り、読売新聞の記者が民事裁判の証人尋問で取材源の証言を拒絶したことについて、東京地裁は14日「取材源が公務員などで、守秘義務違反で刑罰に問われることが強く疑われる場合は証言拒絶を認めない」とする決定を出した。藤下健裁判官は決定理由で「(守秘義務違反という)法令違反が疑われる取材源について証言拒絶を適法と認めることは、間接的に犯罪の隠ぺいに加担する行為」と指摘した。読売側は東京高裁に即時抗告する方針。(社会面に解説)

## 読売側「報道の役割に無理解」

ナ地区連邦地裁に提訴。報道した日本のマスコミ各社の記者らは国内の裁判所で囁き尋問され、拒絶に対してはその当否を判断するよう会社側が裁判所に求めている。

この健康食品会社とその日本法人は、日米の税務当局の調査を受けて07年に課税処分されたと日本側で報じられた。会社側は信用失墜などの損害を受けたとして日本の税務当局に協力した米政府に損害賠償を求めてアリゾナ

ナ地区連邦地裁に提訴。報道した日本のマスコミ各社の記者らは国内の裁判所で囁き尋問され、拒絶に対してはその当否を判断するよう会社側が裁判所に求めている。

米国の健康食品会社への課税処分に関する報道を巡り、読売新聞の記者が民事裁判の証人尋問で取材源の証言を拒絶したことについて、東京地裁は14日「取材源が公務員などで、守秘義務違反で刑罰に問われることが強く疑われる場合は証言拒絶を認めない」とする決定を出した。

「取材源が公務員の場合にはその秘匿を認めない」とした東京地裁決定は、従来の司法判断とかけ離れた独自の見解を示した。決定は、取材源が国税当局職員などの場合、国家公務員法などに基く守秘義務に違反する可能性があることを重視。「法令により開示が禁じられた情報について公衆が(知る権利などの)適法な権利を有している」とは言えない」と述べ、国民の知る権利を否定しかねない結論を導いた。

内部告発の芽摘む 奥平康弘・東大名義教授(憲法学)の話 形式論に過ぎない。訳の分からない決定だ。公務員の秩序を、非常に大ざっぱなレベルで聖域化してしまった。行政を是正するための内部告発の芽を摘まない。

み取り、積み重ねられてきた「報道の自由」の歴史を根柢から覆してしまいかねない。米国でも昨年、取材源の秘匿を買い取った記者が収監されており、報道活動を抑圧する方向が見える。問題の深さを認識しなければならぬ。

毎日新聞記者が外務省女性事務官をそのかして極秘電文を入手したとして国家公務員法違反の罪に問われた事件の78年5月の最高裁決定に反している疑いが極めて強い。最高裁は記者の有罪判決を支持したものの、「報道機関が取材の目的

## 東京地裁「取材源秘匿は違法」決定 「知る権利」を軽視

### 解説

取材源が公務員の場合にはその秘匿を認めないとした東京地裁決定は、従来の司法判断とかけ離れた独自の見解を示した。決定は、取材源が国税当局職員などの場合、国家公務員法などに基く守秘義務に違反する可能性があることを重視。「法令により開示が禁じられた情報について公衆が(知る権利などの)適法な権利を有している」とは言えない」と述べ、国民の知る権利を否定しかねない結論を導いた。

【武本光政】

その上で、会社側が

# 取材源秘匿認める

## 東京高裁「証言拒絶は正当」

NHK記者の  
民事訴訟尋問

米国の健康食品会社への課税処分に関する報道を巡り、NHKの記者が民事裁判の証人尋問で取材源の証言を拒絶した。とについて、東京高裁は17日、拒絶を正当と認め、た新編地裁決定(05年10月)を支持し、会社側の即時抗告を棄却する決定を出した。裁判長は「報道機関が公務員に取材を行うことは、その手段、方法が相当なものである限り正当な業務行為として認められる」として、取材活動が違法となること

とはなく、取材源秘匿の必要性が認められる」と述べた。(社会面に解説) 同じ報道で、読売新聞記者の拒絶について東京地裁は14日、「取材源が公務員などで、守秘義務違反で刑罰に問われることが強く疑われる場合は証言拒絶を認めない」とする決定を出していたが、この日の高裁決定はこれを事実上否定した。高裁決定はまず「報道機関の取材活動は、民主主義の存立に不可欠な国民の『知る権利』に奉仕する報道の自由を事実的に保障するための前提となる活動」と定義。取材源が秘匿されなければ、その後の取材活動が不可能になる性質があり、民事訴訟法上の「職業の秘密」にあたるとした。民法は「職業の秘密に関する事項」についての尋問には証言を拒絶できると規定している。そのうえで「証言拒絶による裁判への影響は、取材源秘匿により保障される取材活動の持つ民主主義社会における価値に、勝るとも劣らない社会的公共的・公益的の侵害が生じると認められることは困難」と指摘した。【武本光政】

NHK広報局の話 報道機関の取材・報道の自由を真正面から認められたもので、高く評価したい。

# 証言拒絶ほぼ認める

記者 証言 秘匿 共同 取材 共取

## 東京地裁「間接的に特定」でも

米国の健康食品会社への課税処分に関する報道を巡り、共同通信記者が民事裁判の証人尋問で取材源の証言を拒絶したことについて、東京地裁は24日、情報源などほとんどの拒絶を認める決定を出した。決定理由で長谷部幸弥裁判官は「直接的な質問に限らず、間接的に取材源の特定に結びつく質問に答えることは、信頼を失い取材活動に多大な支障を生じ」と述べた。ただ、取材した人数などの証言拒絶は認めず、共同通信側は東京高裁に即時抗告する方針。決定はまず、NHK記者の証言拒絶を巡る先月17日の東京高裁決定を踏襲。報道機関にとっての取材源が、証言拒絶が認められている民事訴訟法上の「職業の秘密」に原則的に当たると判断し、拒絶できないのは「開示を求めるときを相当とすべき特別の事情がある場合」に限るとした。さらに、間接的に取材源の特定に結びつく質問も拒絶できるとの判断基準を新たに示した。一方「仮に国税庁職員が情報源だと国家公務員法の守秘義務に違反し、にわかに看過しがたい」と述べつつ、78年の最高裁決定を引用。「取材手法が社会通念上是認されるものであれば実質的に違法性を欠き、正当な業務行為とみるべき」とされていくとした上で「守秘義務に違反する情報提供としても、この一事をもって証言拒絶できない特別の事情があるとは言えない」と判断した。こうした結果、▽直接の情報源は誰か▽裏付け先は誰か▽日本政府職員の情報源は誰か▽情報源は守秘義務を課せられているか―など大半の質問に証言拒絶を認めた。【高倉友彰】